

食品安全委員会第62回会合議事録

1．日時 平成16年9月16日(木) 13:58 ~ 14:43

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・特定保健用食品2品目(健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶)に関する食品健康影響評価

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・農薬「シアゾファミド」に関する意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

・普通肥料「鉍さいりん酸肥料」及び「腐植酸りん肥」に関する意見・情報の募集について

(4) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

5．配布資料

資料1 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

- 資料 2 農薬専門調査会における審議結果について
資料 3 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について
資料 4 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

6．議事内容

寺田委員長 まだ時間がきておりませんが、ただいまから「食品安全委員会」の第 62 回の会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員、全員御出席でございます。

また、厚生労働省から松本大臣官房参事官に出席をしていただいております。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に、「食品安全委員会第 62 回会合議事次第」というのがございますので御覧いただきたいと思います。

資料の 1 が、「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

資料の 2 が、「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料の 3 が、「肥料・飼料等専門調査会における審議状況について」。

資料の 4 が、「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」でございます。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題の 1 に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

「特定保健用食品 2 品目（健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶）に関する食品健康影響評価」につきまして、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続きは終了しておりますので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料の 1 に基づきまして御説明をさせていただきます。

ただいま御紹介いただきましたように、特定保健用食品 2 品目につきましては、本委員会においてお許しをいただきまして、8 月 5 日から 9 月 1 日までの間、御意見・情報の募集をさせていただきました。その結果といたしまして、特段の御意見・情報はございませんでした。

ただ、本品、これら 2 品目につきまして、前回の本委員会におきまして御指摘を受けた点がございましたので、その点について、専門調査会の方で御検討いただきまして、結果として、もともとの安全性に係る審査結果は変更する必要はないということで、本日お諮りをするものでございます。

それで、前回の食品安全委員会において御指摘のあった点でございますが、まず、「おいしい青汁」についてでございますけれども、「健康道場 おいしい青汁」と申しますのは、サンスター株式会社から申請のあったもので、関与成分として、ブロッコリーとかキャベツ由来の S - メチルシステインスルフォキシドというものを関与成分として含む清涼飲料水形態の食品ということで、コレステロールが気になる方に適しているということを経営して売りたいというものでございました。

本品につきましては、前回の御検討の中で、資料 1 の 2 ページ上から 4 行目辺りから、S - メチルシステインスルフォキシド (S M C S) をえさに混合してラットに 74 日間接種された場合に、血液に影響がある、貧血症状が認められたというような報告がございまして、それで、このような反応というのはメチル基を有する含硫アミノ酸の過剰投与によって起こるといふ報告があるということが報告されておりますので、この点について本当に懸念はないかどうかというのが前回の御指摘でございました。

専門調査会におきましては、本件について御議論いたしまして、本品 160 g に含まれる関与成分は S M C S で 20 mg というふうに、1 ページの 2 の「対象食品の概要」というところに書いてございますけれども、それを 2 杯飲むということが目安になっておりますので、1 日 40 mg 食べることになっているわけでございます。この 40 mg という数字は、動物実験で影響があるような量の 300 分の 1 程度の微量な量ということでございまして、そういう意味で問題はないだろうというのが 1 点でございます。

それからもう一点は、S - メチルシステインスルフォキシド 40 mg というのは、野菜に換算するとどれぐらいになるかということになりますと、大体キャベツにして 60 g 弱に相当するということでありまして、通常 1 日に食べている量としては、食経験という意味においても十分我々が日常食べている量の範囲に入るといふような御議論の末に、安全性に係る審査結果としては、安全性に問題はないと判断されるということになるところでございます。

書きぶりが少し、S - メチルシステインスルフォキシドというのが最初に出てまいりますので、何か特別にこれを抽出して添加をしているように見える部分もあるわけですが、3 ページの「その他」のところの最後辺りに書いてございますように、「本食品の製造に当たっては、関与成分の抽出、濃縮、添加は行われていない」ということでありまして、結局、ブロッコリー、キャベツを原料として、それをジュースにして売るという製造の形態でございますので、そういう意味でも特段の危険性はないだろうという御判断でございました。それが「おいしい青汁」の内容でございます。

もう一つ「ゴマペプチド」でございますが、「ゴマペプチド」はサントリー株式会社からの申請のものでございまして、関与成分としてゴマペプチドを含む清涼飲料水形態の食品ということで、血圧が高めの方に適するというのを標榜して売りたいということでございました。

前回のお話、本委員会において御議論の中で、ゴマペプチド、ゴマのタンパク質を分解したものとは言っても、その中の特定のペプチドだけを取り出して投与するというのであれば、安全性上問題が起こるのではないかというような御指摘がございまして、これについて確認をさせていただきましたところ、本品について関与成分としてゴマペプチドと言っているのは、あくまでそのゴマの中に入っているタンパク質を加水分解をしたもの全体を指すということでありまして、特段、そのうちの特定の成分を取り出して濃縮あるいは添加をするというものではないということでございました。

ですから、ゴマを通常食べている、食べて、その消化の経過の中で、ペプチドとなって体内に取り込まれるという状況と変わらないという話でございまして、量的なことを申しますと、1本当たりの関与成分はゴマペプチド 500 mg となっているというのが5ページの評価対象食品の概要の4行目辺りに出ておりますが、これがもともとのゴマに換算してどれくらいになるかと申しますと、ゴマペプチド 500 mg はゴマにして 1.75 g ということでありまして、これはティー・スプーン1杯分という程度の量であるというようなことでございました。

これらのことから、本品につきましても、当初の審査結果の案でございました、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるという御結論を変更する必要はないという結論になりまして、両品目とも9月14日付けで新開発食品専門調査会座長より安全委員会委員長あてに報告が行われたものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、何か御質問ございますか。

本間委員 私が質問した中の幾つかが答えの中に入っているのでよろしいかと思えます。

それで、あと、最初のジュースの方ですね、「おいしい青汁」、これも実際には濃縮とかそういう行為を含まない、要するに、そのまま素材を汁にしたというふうな組成のものであるということで納得が이었습니다。

そうしますと、この関与成分の含量は、実際には素材の含量の範囲内で、変動しているという理解でよろしいわけですね。

村上評価課長 恐らく社内規格が設けられておられまして、絞った結果としてこのS M C Sが所定の量となるように配合したりなどして調整をして、出荷をされるのではないかというふうに思っております。

本間委員 そういう理解をしてよろしいと、わかりました。

寺田委員長 よろしいですか、どうもありがとうございました。

ほかにありますか。

それでは、これは特定保健用食品「健康道場 おいしい青汁」、「ゴマペプチド」につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、「適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題がないと判断される」ということでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、農薬専門調査会におきます審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料の2に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回、お諮りをするシアゾファミドと申しますのは、農業用の殺菌剤でございます、もし本日お許しいただければ、本日より4週間、意見・情報の募集させていただきたいということで、お諮りをするものでございます。

本品の内容でございますが、資料の2を何枚かめくっていただきまして、ページ数が打ってある最初のページが5枚ほどめくりますと出てまいります。ここに書いてあるような構造のものでございます。

本品につきましては、1ページの下の方の「開発の経緯」のところに書いてございますように、我が国で発見されたものでありまして、既に2001年の4月から農業用の殺菌剤として登録され用いられているものでございます。

現在の登録は、小麦、バレイショ、ハクサイなどに用いることができるという登録になっておりますが、今回、ハウレンソウとかコマツナにも使いたいということで、2003年に申請者から、適用拡大申請がなされましたものですから、食品安全委員会において、安全性の評価を行うということになったものでございます。

本品は、2ページから、動物体内運命試験等の結果が出ておりますけれども、比較的迅速に体外に代謝されて排出されるものでございまして、特定の臓器に蓄積するというような性質はないということでございます。

それから、11ページの一番下の行以降、各種毒性試験が行われております。急性毒性試験、それから、神経毒性試験あるいは刺激性、皮膚感作性、亜急性毒性試験、慢性毒性試

験、催奇形成試験等行われておりますが、本品については大量に投与いたしますと、肝臓あるいは腎臓の体重当たりの重量が増加する、肥大をすることなどがございますけれども、特段、特殊な毒性が出てくるということはありませんで、14ページの13のところに遺伝毒性試験がございますが、遺伝毒性についても、検査をした限りではすべて陰性だったということがございます。

それで、18ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、ここに各試験における無毒性量の表がございます。一番右の欄に書いてございますように、発がん性、それから繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性は認められていないということございまして、無毒性量の欄の中の一つ小さな数字を用いまして、一番小さな数字と申しますのは、上から3つ目のカラムのラットの24ヶ月間、慢性毒性試験・発がん性併合試験というものの雄の数字が一番小さな数字になるわけでありまして、その17.07 mg/kg 体重/日を無毒性量として採用いたしまして、18ページの下のところに書いてございますように、100倍の安全率を取りまして、ADIとしては0.17 mg/kg 体重/日ということにするのが適当であるというのが、農薬専門調査会における審議結果でございます。もしお許しいただければ、本日より意見・情報の募集に入りたいということでお諮りをさせていただきます。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

小泉委員 安全性についての意見ではないんですけれども、それぞれの評価結果が、例えば、特保にしてもこれにしても次の肥料・飼料にしても、それぞれの委員会で違うんですね。今回などはすごく難しいんです。これをパブリック・コメントに出してどれぐらい理解されて、この長文を読めるのかなということ、ある程度、一般の方に理解できるような科学的な評価を何か理解していただくような方法も考えた方がいいのではないかなというふうに思います。

というのは、すごくこれは難しいですね。そして、非常に細かいところまで書かれていて、全体何ページかにわたっているということで、今後の問題だと思うんですが、少し不必要なところを切ったりとか、あるいは一般の方にわかるような概要版のようなものを今後考えるべきかなと思いました。

寺田委員長 何かございますか。

本間委員 確かに、私たちの役割は、皆さんに理解していただくということがすごく大事な役割というふうに認識はしておりますけれども、やはり基本的に判断したデータの概略というものは、科学であるということを経るならば、確かに文章は少し工夫してい

ただく部分もあるかと思えますけれども、やはりプロが読んで、データに基づいてやっていることがたどれるという道筋はあった方が良く、私個人の意見でございますが思っております。ただ、それでは確かに一般の人はわからないので、この毒性試験というのがどういう意味を持つかというような、やさしくした文というのはあった方がいいというふうに、ぜひたくですけれども、そういうふうに考えております。

寺田委員長 どうぞ。

村上評価課長 確かに、本日御覧いただいております農薬評価書は、水準といたしましては、JMPRのモノグラフに相当する内容のものでございます。ですから、そういう意味では、科学的に正確性を期して非常に細かく書き込んであるということでありまして、もっとわかりやすく解説した内容のものができるといいというのは、まさにそのとおりでございますが、いずれにしても、国民の方々から意見を求めるということは、同時に、できる限り御理解いただくということでもあろうかと思えますので、どこまでできるかわかりませんが、検討させていただきたいと思えます。

寺田委員長 難しいところですね、どういうふうにするかというのは。一般的な話として、まず第一に農薬というのでびっくりしたんですけれども、こういうことをやっている方は当然だと思われるけれども、ヒトを含む動物に対する影響をやって、植物をやって、水をやって、土壌の中の状態をやって、それから場合によっては空気もありますね。今度は人間を想像してどれだけ健康被害があるかを審議します。いわゆる、こんなことを言うては失礼ですけれども、いわゆる特保の場合などと比べて内容が違うといえばそうですが、チェックが複雑ですね、やっていることが。

だから、こういう夫々に対する評価が特に農薬などの場合非常に大事なものだからというので、いろいろな場合を想定してやっておられます。皆さん、いろいろ専門調査会に出られて御経験があるでしょうけれども、1つのことに3時間、下手すると全部合わせて6時間ぐらいかかって審議されます。その前に膨大な資料を専門委員の先生方は読んでもらったりしています。それを今度こういう評価書の形になると、言われている内容が一般の方にわからなくなることがあります。一般的にどういうふうなテストをしてその判断をどうするというのをわかるようにする必要があります。細かいことではなくて、農薬の審査は一般的こういう形でやっていますとか、そういうことを付けることよりちょっと当座はできないのではないかと、今の事務局の体制とからみましますと思えますが、どうでしょうか。

小泉委員 パブリック・コメントしますと、案外、特保はいろいろ意見が出てくるんで

すが、ほとんどこれはゼロですよ。このことは、理解して意見がないのか、わからなくて意見がないのか、その辺がいつも想像して、どうなんだろうと思っているものですから。

寺田委員長 大変大事な問題で、ベストな方法は当面できなくてもどういう形をつくってやっていくかということを考えなくてはいけないと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

それでは次に、肥料・飼料等専門調査会における審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料の3に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りする案件は、これは肥料の公定規格の改正ないし設定という件でございます。個別の案件といたしましては、鉾さいりん酸肥料の公定規格の新設設定でございます。

それからもう一つ、腐植酸りん肥というものの公定規格の変更と、その2点をしたいということで、管理官庁よりお尋ねのあった件でございます。これから御説明をする内容で、肥料・飼料等専門調査会はよろしいのではないかという御結論になりましたものから、本日、本委員会において御了承いただければ、本日より4週間、意見・情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

1枚めくっていただきまして、食品健康影響評価についての内容のことが1ページから書いてございますが、一応、肥料につきましても、食品安全基本法に基づきまして、公定規格の変更の際には、食品安全委員会の意見を聞かなくてはならないことになっておりまして、法令に基づいて農林水産省よりお尋ねのあったというものでございます。

ただ、品目の本質的なことを考えますと、肥料というのは、圃場と申しますか、実際に作物をつくる土壤に施用をいたしまして、その土壤で育成をされた農作物の可食部分を人間が食べるということでございますので、そういう意味で直接性と申しますか、安全性に関して食品に関係する、関係の深さという意味では、大分ほかの案件と比べて遠いところにあるということは、当初から専門調査会においても御議論、御意見として出ているものでございます。

今回、お尋ねのあった1件目の鉾さいりん酸肥料でございますが、これは今までなかった肥料なんですけれども、これは製鋼の脱りん過程、製鉄、製鋼の過程でもととの原料である鉾石の中に含まれているいろいろな成分を取っていくわけでありまして、そのうちの脱りん工程で生じるりんを含んだ鉾さいを原料といたしまして、それを肥料に用いるというものでございます。

実際に、製造工程が2ページのところに書いてございますけれども、このようないわゆる製鉄の過程の中の一部から副産物として精製される脱りん鉱さいというものの一部を、鉄分等を除いて肥料として使いたいということでありまして、これらの製造工程から考えまして、有害成分といたしましては、金属類が考えられるということでありまして、有害金属については、「普通肥料が含有すると考えられる重金属の主な性状」というのが最後のページにございますが、こういうものを勘案いたしまして、この別紙に書いてあるもののうちから、必要なものを規格として設定をいたしまして、肥料として使用できるものの規格としてはどうかということを考えているわけでございます。

それから、2番目の腐植酸りん肥につきましては、これは従来から存在するものでございますけれども、これは2ページの一番下の辺りに、腐植酸りん肥の説明が書いてございますが、石炭あるいは亜炭、石炭になりかかっているようなものでございますけれども、そういうようなもともとは古代の木材であったものを硝酸で分解して、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石または塩基性のマグネシウム含有物、硫酸またはりん酸等を加えて、それで成分を調整いたしましてつくったものが腐植酸りん肥というものでございます。

それで、腐植酸りん肥の中に含まれている成分の中に、これは有効成分としてマンガ含有物、あるいはほう酸塩というのが有効成分と考えられるので、それに対する規格を追加する、これは安全性とはあまり関係ない部分であります、それに伴って、既にりん酸質肥料というのがほかにもございますが、それと同等の規格にしたいと、カドミウム、ニッケル、クロム等の金属についての規格も追加をして、公定規格としたいというものでございます。

いずれも、4ページの4のところに、肥料・飼料等専門調査会におきます食品健康影響評価の内容について書いてございますが、重金属について審議をしたとなっております、「ひ素、ニッケル、クロム、チタン、鉛及び水銀について」ということで、これらについては、農作物の摂取を通じて、これらの重金属による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断をしたということでございます。

カドミウムについては、現在の農用地中のカドミウム量を規格に適合したこの肥料を用いたとしても、増加させることはないだろうということございまして、いずれも所定の規格に適合していれば、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できるという判断になったものでございます。

御説明は以上でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御意

見でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これを、意見・情報の募集手続に入ることいたします。

それでは、続きまして「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」でございます。

13日に熊本県内の食肉処理場で解体されました乳牛が、我が国における12頭目のBSE、牛海綿状脳症感染牛であることが確認されました。このことにつきまして、厚生労働省から報告をしていただきます。厚生労働省の松本大臣官房参事官、よろしく願いいたします。

松本大臣官房参事官 今週の月曜日に、先ほど委員長の方からありましたように、熊本県の菊池郡泗水町で食肉処理されました牛からBSEの確定診断が出ましたので、御報告申し上げます。

食肉処理の年月日はそこにありますように、本年9月10日でございます。性別は雌、品種としてはホルスタインでございます。月齢は62ヶ月でございます。飼育地がここの同じく熊本県菊池郡泗水町でございます。

一次スクリーニングの検査実施機関は熊本県食肉衛生検査所でございます。そこで陽性であったために、確認試験で回ってきまして、国立感染症研究所で確認検査をした結果、陽性だということになります。

この種の食肉、内臓等当該牛に由来したものは、焼却処分ということになっておりまして、市場には流通しておりません。

1枚めくっていただきまして、これは3年前の9月10日に第1例が出ましたから、今回まで12例でございますけれども、その前例を示したものでございます。一番下が今回のものでございまして、ウエスタンブロット法、免疫組織化学検査、病理組織検査でも、すべて陽性ということでございます。

臨床症状等につきましては、なしということでございます。

1枚おめくりいただきまして、これがウエスタンブロット法のものでございまして、1、2、3のところは、これはBSEの陽性対照ということで、これもプリオンは前のページの12例ありますうちの6番目のもので、平成15年1月20日の部分のもののプリオンを陽性の対照例として用いている。

8、9、10がマウスの方のプリオンの陽性例ということになります。そして、4、5、6、7が、今回の被検体ということございまして、1番のところのバンドがありますが、そのところが異常プリオンでございまして、それがすべてにあるということ陽性、ウ

エスタンプロット法の陽性ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは延髄の門部のヘマトキシリン染色したものでございまして、この左の方のは4倍のものでございますが、ちょうどこの真ん中、左のものの真ん中の部分を10倍に拡大したものが右の方の図でございますが、そこに矢印がありますように、この丸い空包状になっている、このところが海綿状の部分だということです。

また、下のところは、左では見にくうございますけれども、右の方に、茶色といいますが、黒い点がぷつぷつありますけれども、これが免疫組織化学で染め出したプリオンということで、それぞれのものについて陽性であるということでございます。それで、何ら特段、明明白白していることございまして、会議を開かずにEメールの方で確認してやりまして陽性ということでございます。

以上であります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、何らか、御質問などございますでしょうか。

中村委員 今、この同居牛のというのは、どういう扱いになっているんですか。

松本大臣官房参事官 基本的には、これは農水省の方の関係になりますけれども、家畜伝染病予防法と一緒に飼育されているのが82頭ほどいるそうですが、それは移動制限がかかっている、かつ、県の方でも、調査団をつくりまして、あとは農水省の方からも飼料の専門家と、獣医さんが現地に行って、一緒に調査をやっているという具合に聞いております。

中村委員 そうすると、かなり前は、同居牛も処分したりしていたと思えますけれども、今は、それで検査をして、出荷をやがてはすることができるといった形ですか。

松本大臣官房参事官 ちょっとそここのところは農水省の方で。一応疑似患畜ということを一先懸命探しているというようなところで、聞いてはおりますけれども、詳細につきましては、ちょっと農水省にお尋ねしていただきたいと思えます。

寺田委員長 ほかにございますか。

小泉委員 ちょっと感染のプリオンの量なんですが、例えば、No.6の1が40 ug、それから7番が156 ということで、バンドの濃さを見ますと、ちょうど4倍ぐらいしたらこんなかなという気がするんですが、感染力価で言えば同程度と解釈してよろしいんでしょうか。

松本大臣官房参事官 ちょっとそここのところはわかりかねます。ちなみに、こここのところのELISAのところの部分は、脳換算重量ということで聞いております。

小泉委員 同じようにマイクログラムを比較してはいけないということですか。

松本大臣官房参事官 上の方はプリオンの量のようにすけれども、E L I S Aのところの辺りは脳の重量換算ということで聞いております。

小泉委員 そうすると、もっと感染力は低いということですか。

寺尾委員 今、いろいろの検査法の開発というのをもっとやれという話になっていますね。そうしますと、こういうサンプルというのは日本にとっては非常に貴重なサンプルになってくるんですけれども、これは焼かれちゃってないんでしょうか。何か脳をとってあるんでしょうか。

松本大臣官房参事官 延髄自体は保存しているはずですよ。

寺尾委員 そうですか、わかりました。

寺田委員長 これは前から何回も言ってそうになっているというふうに聞いたんですが、やはり保存と、どこでだれが管理しているということ、それから、材料を出すときにはだれの許可を得て出すかということですね。それはたしか品川専門委員につい最近私が確かめたら、そうしていると言われました。ところが、それが、厚生労働省で診断したものだけなのか、あるいは、診断した場所においてあるのか、それから農水省の方はどうなっているのかというところがまだはっきりしないので、そこを是非、いろいろなことでお忙しいでしょうけれども、農水省とやっている資料の管理等是非よろしく願いたいします。前になったと聞いたことがあります、寺尾委員のおっしゃるとおりだと思います。

松本大臣官房参事官 そのこのところにつきましては、確かめまして、また次回御報告させていただきます。

寺田委員長 よろしく願いたいします。

それから、九州という場所、1999年、平成11年という生年月日と、今までと違っていますね。だから、またこれはこれであると追跡調査とか入っているのかということはやられるわけですか、あるいはフィードバンがどうなっているのかということは。

松本大臣官房参事官 現在、県と農水省の方で、そういう感染経路がどうであったかというところについて調査中だということを知っています。

寺田委員長 ありがとうございます。今までとはちょっと変わっていますものですね。

それから、ちょっとテクニカルなことを聞いて申し訳ないのですが、これは次のときでも結構ですけれども、今、図のところのE L I S Aのところ、10 mg というのは、これは元のウェットウエートの10 mg に換算して、計算し直して、そういうことですね。

松本大臣官房参事官 そのように聞いております。

寺田委員長 それでは、ここに使っている抗体 44B 1 というのは、どういう抗体なのか、次のときに教えてください。

それから、これは全部テクニカルの問題で、この B S E という診断に関しては問題はないんですけども、レーンの 1 が牛の B S E プリオンのコントロールですね、40 ug、いわゆる異常プリオン、プロトネスクにレジスタントのものを入れているわけですね。これは 40 ug で、こちらの 8、9、10 はマウスのプリオンのコントロールなんです。これは例えばの話、0.4 ug と、8 は薄いけれども、9 は 1.5 ug ですね。

だから、この濃さだけ簡単にみますと、マウスの 1.5 ug は、牛の 40 ug に相当する、ということは、ちょっとおかしいのではないかと、もし、その抗体が、牛のものに対してより特異性があるのであれば、マウスの方により強く出るのは、それはちょっとおかしいと思います。多分、レーンのウエルに入れる量とか、何かちょっと間違われたのではないかとさえ思います、本質的なことは変わらないと思いますけれども。ちょっとそここのころも、後々これがどのぐらいのマイクログラムのものであったとか必要になります。出来ましたら今のところをはっきりして頂きたい。一番大事な、1 ug で人に感染能力があるのかとか、現在はわからないわけですね。将来的にはバリアの問題がわかり消えてなくなってきた、ある程度はっきりした人への感染量の範囲が出てきたときには、逆に、この B S E 牛がどのぐらいのものであったという計算をするときに必要となりますので、是非そこはよろしくお願ひしたいと思います。というようなことなどでございます。

松本大臣官房参事官 次回、御報告させていただきます。

寺田委員長 よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、ほかはないようでございますから、そのほかには何かございませんでしょうか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の皆様、ほかには全般に通じましてでも結構ですが、何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、食品安全委員会の第 62 回会合を閉会いたします。

次回の委員会ですが、来週の木曜日、23 日は秋分の日でございますので、来週は休会とさせていただきます。9 月 30 日木曜日 14 時から開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、今わかっています今後 2 週間の予定ということをお知らせしておきますが、明日

の9月17日金曜日14時から、「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、21日火曜日には「動物用医薬品専門調査会」が10時から公開で、11時からこれが非公開になります。

22日水曜日14時から「農薬専門調査会」が非公開で、27日月曜日14時から「新開発食品専門調査会」が、これも非公開で、28日火曜日10時から、「器具・容器包装専門調査会」が非公開でそれぞれ開催される予定となっております。

また本日、18時から、「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症BSE対策の検証に関する意見交換会 - 」が大手町のJAホールで、18日土曜日13時30分からは大阪科学技術センターで、タイトルは同じで開催される予定となっているこのほかに、現在のところこのほかに、名古屋、岡山、福岡、札幌におきまして開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。